

京都市建築基準法施行細則改正（新旧対照表）

現行	改正後
制定 平成元年7月1日規則第39号 最終改正 令和5年3月30日規則第71号	制定 平成元年7月1日規則第39号 改正 令和5年12月25日規則第68号
(前略)	(前略)
<p>(確認申請書の添付図書)</p> <p>第3条 確認の申請をしようとする場合において、建築物、建築物の敷地又は工作物が次の各号のいずれかに該当するときは、確認申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するとき 工場及び危険物調書</p> <p>(2) し尿浄化槽を設け、又は既設のし尿浄化槽を使用するとき し尿浄化槽概要書及びし尿浄化槽からの放流水の排水経路図 <u>(新設)</u></p> <p>(3) 汚物処理場、ごみ焼却場その他令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途に供する建築物で、令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において新築し、増築し、又は用途を変更するとき 処理施設の処理能力を証する図書</p> <p>(4) 都市計画区域内において、建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物を建築するとき 次に掲</p>	<p>(確認申請書の添付図書)</p> <p>第3条 確認の申請をしようとする場合において、建築物、建築物の敷地又は工作物が次の各号のいずれかに該当するときは、確認申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するとき 工場及び危険物調書</p> <p>(2) し尿浄化槽を設け、又は既設のし尿浄化槽を使用するとき し尿浄化槽概要書及びし尿浄化槽からの放流水の排水経路図</p> <p><u>(3) 建築物の敷地が法第53条の2第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けないとき 市長が定めて告示する図書</u></p> <p><u>(4) 汚物処理場、ごみ焼却場その他令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途に供する建築物で、令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において新築し、増築し、又は用途を変更するとき 処理施設の処理能力を証する図書</u></p> <p><u>(5) 都市計画区域内において、建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物を建築するとき 次に掲</u></p>

<p>げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 建築基準条例第6条ただし書の規定の適用を受けるとき 建築基準条例第5条第3項に規定する特別許可建築物であることを証する書面</p> <p>イ 建築基準条例第43条の4第3項第1号の規定の適用を受けるとき 同号に規定する現に存する建築物（現に建築の工事中のものを含む。以下「基準時建築物」という。）の床面積を証する書面</p> <p>ウ 建築基準条例第43条の4第3項第2号の規定の適用を受けるとき 同号の規定による認定を受けたことを証する書面</p> <p>(5) 高さが2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 建築基準条例第7条第1号の規定の適用を受けるとき 宅地造成等規制法第8条第1項又は都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面</p> <p>イ 建築基準条例第7条第2号の規定の適用を受けるとき 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されていることを明示した図書</p> <p>ウ 建築基準条例第7条第3号の規定の適用を受けるとき 省令第3条第1項の表1に掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を省令第1条の3第1項の規定により添付する付近見取図又は配置図に明示した場合にあっては、付近</p>	<p>げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 建築基準条例第6条ただし書の規定の適用を受けるとき 建築基準条例第5条第3項に規定する特別許可建築物であることを証する書面</p> <p>イ 建築基準条例第43条の4第3項第1号の規定の適用を受けるとき 同号に規定する現に存する建築物（現に建築の工事中のものを含む。以下「基準時建築物」という。）の床面積を証する書面</p> <p>ウ 建築基準条例第43条の4第3項第2号の規定の適用を受けるとき 同号の規定による認定を受けたことを証する書面</p> <p>(6) 高さが2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 建築基準条例第7条第1号の規定の適用を受けるとき 宅地造成等規制法第8条第1項又は都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面</p> <p>イ 建築基準条例第7条第2号の規定の適用を受けるとき 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されていることを明示した図書</p> <p>ウ 建築基準条例第7条第3号の規定の適用を受けるとき 省令第3条第1項の表1に掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を省令第1条の3第1項の規定により添付する付近見取図又は配置図に明示した場合にあっては、付近</p>
--	--

<p>見取図又は配置図を除く。) その他擁壁の構造が安全上支障がないことを明示した図書</p> <p>エ 建築基準条例第7条第4号の規定の適用を受けるとき 崖の地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該当することを証する図書</p> <p>オ 建築基準条例第7条第5号の規定の適用を受けるとき 建築物の構造が安全上支障がないことを明示した図書</p> <p>(6) 自動車車庫等 (建築基準条例第9条第1項第6号に規定する自動車車庫等をいう。以下同じ。) の用途に供するとき 敷地における自動車の出入口からおおむね15メートルの範囲内にある道路の交差点及び曲がり角並びに小学校、義務教育学校(後期課程のみの用に供する施設を除く。)、特別支援学校、幼稚園、公園及び児童遊園の主な出入口までの距離を明示した図書並びに前面道路の縦断勾配を明示した図書 (前面道路が坂道である場合に限る。)</p> <p>(7) 建築基準条例第32条第3項の規定により交差点の側端から7メートル以内の道路に接する場所に自動車の出入口を設けるとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 建築基準条例第32条第3項第1号の規定により三さ路の交差点の車道が交差しない側に自動車の出入口を設けるとき (ア) 建築基準条例第32条第3項第1号アの規定の適用を受けるとき 自動車の出入口が接する道路の幅員、車線の数及び歩道の位置を明示した図書</p>	<p>見取図又は配置図を除く。) その他擁壁の構造が安全上支障がないことを明示した図書</p> <p>エ 建築基準条例第7条第4号の規定の適用を受けるとき 崖の地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該当することを証する図書</p> <p>オ 建築基準条例第7条第5号の規定の適用を受けるとき 建築物の構造が安全上支障がないことを明示した図書</p> <p>(7) 自動車車庫等 (建築基準条例第9条第1項第6号に規定する自動車車庫等をいう。以下同じ。) の用途に供するとき 敷地における自動車の出入口からおおむね15メートルの範囲内にある道路の交差点及び曲がり角並びに小学校、義務教育学校(後期課程のみの用に供する施設を除く。)、特別支援学校、幼稚園、公園及び児童遊園の主な出入口までの距離を明示した図書並びに前面道路の縦断勾配を明示した図書 (前面道路が坂道である場合に限る。)</p> <p>(8) 建築基準条例第32条第3項の規定により交差点の側端から7メートル以内の道路に接する場所に自動車の出入口を設けるとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 建築基準条例第32条第3項第1号の規定により三さ路の交差点の車道が交差しない側に自動車の出入口を設けるとき (ア) 建築基準条例第32条第3項第1号アの規定の適用を受けるとき 自動車の出入口が接する道路の幅員、車線の数及び歩道の位置を明示した図書</p>
---	---

<p>(イ) 建築基準条例第32条第3項第1号イの規定の適用を受けるとき　自動車の出入口が接する道路に交差する道路の長さ及びその道路の周辺の状況を明示した図書</p> <p>イ 建築基準条例第32条第3項第2号の規定の適用を受けるとき　第19条の6第1号から第3号までに該当することを証する図書</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(イ) 建築基準条例第32条第3項第1号イの規定の適用を受けるとき　自動車の出入口が接する道路に交差する道路の長さ及びその道路の周辺の状況を明示した図書</p> <p>イ 建築基準条例第32条第3項第2号の規定の適用を受けるとき　第19条の6第1号から第3号までに該当することを証する図書</p>
<p><u>(8) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)伝統的建造物群保存地区において祇園新橋伝統的建造物群保存地区又は産寧坂伝統的建造物群保存地区と定められた区域内にある建築物で、京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例第2条の規定により当該建築物について法第44条第1項本文及び第56条第1項第1号の規定が適用されないとき　確認申請書の正本にあっては京都市伝統的建造物群保存地区条例施行規則第1条第2項に規定する許可通知書の写し若しくは同規則第4条第2項に規定する協議成立書の写し又は京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例施行規則第2条に規定する認定通知書の写し、確認申請書の副本にあっては当該許可通知書若しくは協議成立書又は認定通知書</u></p>	<p><u>(9) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)姉小路界隈地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域内において日用品の販売を主たる目的とする店舗の用途に供するとき　当該店舗の営業時間を明示した図書</u></p> <p><u>(10) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)伝統的建造物群保存地区において祇園新橋伝統的建造物群保存地区又は産寧坂伝統的建造物群保存地区と定められた区域内にある建築物で、京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例第2条の規定により当該建築物について法第44条第1項本文及び第56条第1項第1号の規定が適用されないとき　確認申請書の正本にあっては京都市伝統的建造物群保存地区条例施行規則第1条第2項に規定する許可通知書の写し若しくは同規則第4条第2項に規定する協議成立書の写し又は京都市伝統的建造物群保存地区内における建築物の制限の緩和に関する条例施行規則第2条に規定する認定通知書の写し、確認申請書の副本にあっては当該許可通知書若しくは協議成立書又は認定通知書</u></p>

<p>(9) 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第13条第1項の基準の適用を受けるとき 確認申請書の正本にあっては京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則第3条第3項に規定する認定通知書の写し、確認申請書の副本にあっては当該認定通知書並びに認定・変更認定申請書の副本及びその添付図書</p> <p>(10) 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例（以下「京北条例」という。）第1条に規定する京北区域（以下「京北区域」という。）内において建築物を建築するとき 次に掲げる図書</p> <p>ア 別表第1に掲げる図書</p> <p>イ 京北条例第4条第4項、第5条第4項第2号又は第9条第1項の規定による許可を受けた建築物にあっては、当該許可を受けたことを証する書面</p> <p>ウ 京北条例第5条第3項の規定による認定を受けた敷地の内にある建築物にあっては、当該認定を受けたことを証する書面</p> <p>エ 京北条例第6条第4項の規定による認定を受けた建築物にあっては、当該認定を受けたことを証する書面</p> <p>(11) <u>建築物の敷地が法第53条の2第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けないとき 市長が定めて告示する図書</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(11) 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第13条第1項の基準の適用を受けるとき 確認申請書の正本にあっては京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則第3条第3項に規定する認定通知書の写し、確認申請書の副本にあっては当該認定通知書並びに認定・変更認定申請書の副本及びその添付図書</p> <p>(12) 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例（以下「京北条例」という。）第1条に規定する京北区域（以下「京北区域」という。）内において建築物を建築するとき 次に掲げる図書</p> <p>ア 別表第1に掲げる図書</p> <p>イ 京北条例第4条第4項、第5条第4項第2号又は第9条第1項の規定による許可を受けた建築物にあっては、当該許可を受けたことを証する書面</p> <p>ウ 京北条例第5条第3項の規定による認定を受けた敷地の内にある建築物にあっては、当該認定を受けたことを証する書面</p> <p>エ 京北条例第6条第4項の規定による認定を受けた建築物にあっては、当該認定を受けたことを証する書面</p> <p>(削除)</p> <p>(以下略)</p>
---	--

附 則 (以下略)	附 則 (中略) <u>附 則 (令和5年12月25日規則第68号)</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>
--------------	--